

畜産会 経営情報

NO.
411

令和 6 年
2 月 20 日

公益社団法人 **中央畜産会**
Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2 丁目 16 番 2 号 第 2 デイ・アイシービル 9 階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890
URL <https://jlia.lin.gr.jp>

主な記事



1 畜産学習室

**畜産特別資金借受者への経営改善指導(第 20 回)
～大分県における畜産特別資金借受者への取り組み～**
(公社) 大分県畜産協会 大森 成幸

2 畜産統計情報

**畜産物生産費統計 報告①
「令和 4 年肉用牛生産費」**

農林水産省大臣官房統計部

3 お知らせ

各種交付金単価の公表について

1 畜産学習室

畜産特別資金借受者への経営改善指導(第 20 回) ～大分県における畜産特別資金借受者への取り組み～

(公社) 大分県畜産協会 大森 成幸

はじめに

大分県は九州の北東部に位置し、豊かな自然が多く、その土地条件を生かした多様な農林水産業が展開されています。

本県の畜産は、農業産出額の 1 / 3 以上の割合を占めており、重要な基幹産業として位置づけられています。また、家畜飼養戸数・頭羽数は令和 4 年 2 月 1 日時点で、肉用牛 1050 戸・5 万 1500 頭、乳用牛 98 戸・1 万 2500 頭、豚 38 戸・13 万 6900 頭、採卵鶏 18 戸・1067 千羽、ブロイラー 51 戸・2291 千羽となっています。

(公社)大分県畜産協会では、大分県から「畜

産コンサルタント委託事業」を受託し、県振興局や農協等と密に連携し、畜産コンサルタント対象者に対して、経営診断分析および経営改善指導を行い、収益性・生産性の向上のための支援を行っています。また、畜産特別支援資金（以下、「畜特資金」という）の借受者に対しては、本県の支援協議会が経営改善の必要と考える生産者を対象に、「畜産コンサルタント委託事業」により、経営診断分析等を行い支援しています。

畜特資金の状況としては、畜特資金借受者が令和 5 年度で、酪農 3 戸、肉用牛 6 戸となっており、そのうち酪農 2 戸を濃密指導の対象者として経営改善支援を行っています。

また、最近 10 年間では、平成 25 年度は畜特資金借受者 19 戸でしたが、令和 5 年度には 9 戸まで減少しています。新規の畜特資金借入は、令和元年度以降はありません。

今回は、本県の支援協議会、現地指導班の役割ならびに濃密指導の対象となっている借受者に対する経営改善達成に向けて取り組んでいる事例を紹介いたします。

大分県大家畜・養豚特別支援協議会

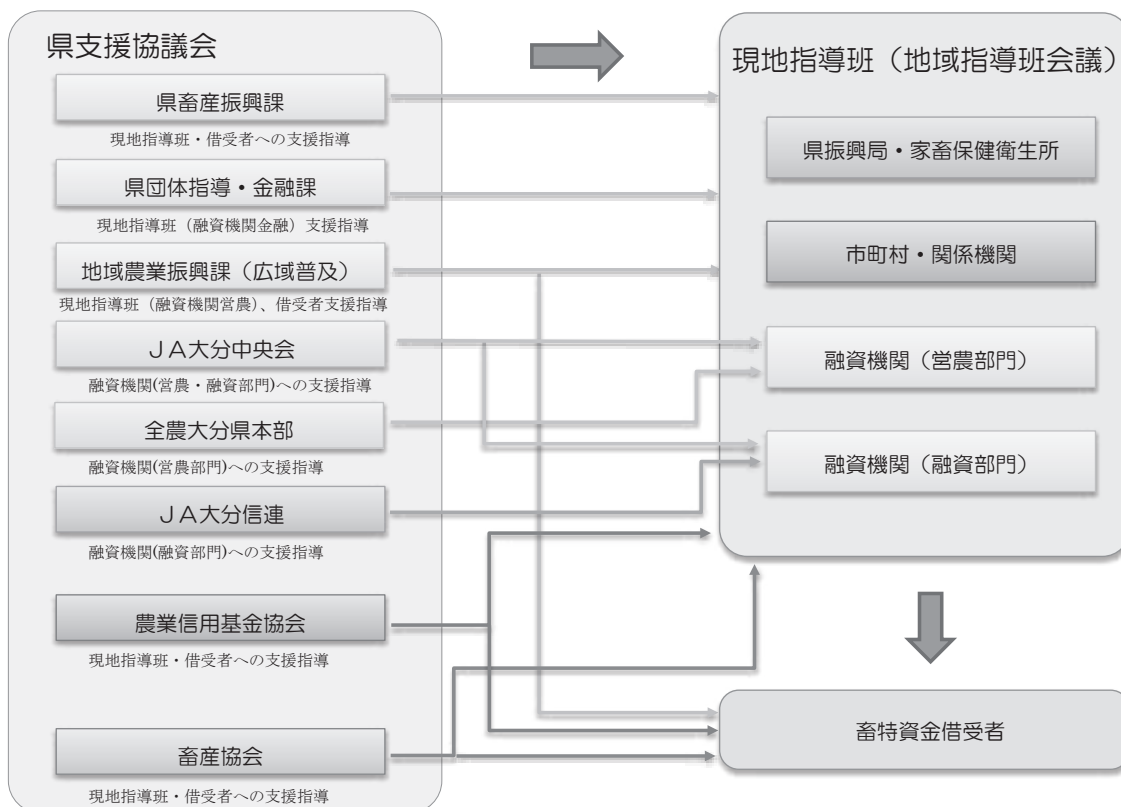
本県では、畜特資金に係る補助金の適正・円滑な実施を図るとともに、当該資金借受者の経営改善を促進するための指導助言および関連する調査を行い、もって畜産経営の健全な発展に資することを目的で、大分県大家畜・養豚特別支援協議会（以下、「県支援協議会」という）を設置しております。

県支援協議会の構成団体は大分県農林水産部畜産振興課、大分県農林水産部団体指導・金融課、大分県農林水産部地域農業振興課、大分県農業協同組合中央会、大分県信用農業協同組合連合会、大分県農業信用基金協会、全国農業協同組合連合会大分県本部、（公社）大分県畜産協会となっています（図 1）。

県支援協議会の役割としては、借受者の経営改善計画の作成・見直しに係る支援および指導、融資機関や現地指導班に対する支援活動やその目的を達成するための研修会等を開催しています。

具体的な活動としては、毎年各融資機関に対し借受者の経営状況等を確認したうえ、県支援協議会を開催することとしています。構成員には現地指導・検討会等で得た各借受者の経営状況を説明し、情報共有を行ったうえで協議し、ヒアリング対象者および濃密指導

（図 1）県支援協議会各構成組織の役割



対象者を選定しております。現地指導班への支援として、県支援協議会の構成員が現地指導班が開催する現地検討会へ出席し、経営改善のための指導・助言も行っています。また、融資機関向けに畜特資金借受者に対する指導に係る研修会も開催しています。

見直し計画作成指導

本県の見直し計画作成指導は、畜特資金借入を開始した年より、金融機関は5年間の見直し計画を作成し、県のヒアリングを受けて修正・指導等を実施しています。令和元年度以降は新規の借入実行がないため、ヒアリングが特に必要な借受者に関しては、1年に一度、県がヒアリングを行い、見直し計画作成指導を行っています。

現地指導班

令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の影響で、現地検討会を開催することが困難であったため、本県では、県支援協議会で協議をした結果、令和5年度より現地指導班による現地検討会を強化することとしました。

現地指導班の構成員は、融資機関、県振興局、県家畜保健衛生所、市町、農業共済組合等で構成しています。また、必要な場合は県支援協議会の構成員も現地検討会に参加しています。

現地指導班主催の現地検討会は、年2回以上必ず開催し、生産者が牧場の経営状況、経営課題、経営改善計画の進捗状況を現地指導班へ説明し、それに対して、現地指導班は指導・助言を行い、経営改善の支援をしています。

筆者は令和5年度から県支援協議会の立場として、現地検討会へ参加していますが、償

還財源がしっかりと確保できている借受者は、生産技術や経営の数値・課題等をしっかりと把握できており、年々改善が進んでいると感じます。一方、借入金償還が困難な借受者は、生産技術については、しっかりと話をしていただけるが、経営管理ではコスト等の数値を把握していない、もしくは奥様が把握していると、回答されることが多く見受けられます。また畜産部門以外の収支についても記載のない収入・支出が口頭で突然でてくることから、現地検討会について正確に情報の収集と共有ができるようにしていかなければならない事項等があると考えています。

濃密指導

本県の濃密指導は、県支援協議会が「重点的に経営改善への支援が必要と考える借受者」を選定し、融資機関を中心に地域で現地指導班を構築し、関係者が一丸となって改善計画達成のための支援を行うこととしております。令和5年度の濃密指導対象者は、酪農2戸を改善指導対象としております。従来の手法として、現地で借受者に現状報告や経営の抱える課題等を報告してもらい、金融機関には指導報告や現金収支、生産技術、償還財源の確保状況等を現地指導班とで認識の共有化を図ってきました。

また、さらに詳細な分析等が必要である場合、本会の畜産コンサルタント経営分析診断等を活用し、現地指導班と密に改善指導を行っています。

令和5年度の濃密指導の取り組み (A 牧場の事例)

令和5年度は、従来の手法で金融機関が作成した資料の質疑応答型の検討会では、濃密

指導対象者の本音を聞くことがなかなか難しいために、多額の負債を抱えた経営者の問題点等や悩みを把握するため、県指導班が濃密指導対象者の現地に赴いて意見交換をしながら、牧場概要や経営状況の聞き取りを行いました。その結果、今まで話がでてこなかった粗飼料給与量の充足率が低いこと、繁殖成績の向上が必要であること、作業が忙しいため繁殖台帳がなかなか記載できていない等、日々の課題を聞き取ることができました。生産技術の課題等が中心であり、改善すれば収支に比較的直結しやすい内容で、特に、衛生面に関しては、畜舎の衛生、牛床の汚れ等が目立ち、乳房炎等の疾病の心配があるため、衛生面に特化した現地研修会を行うこととしました。そこで、農場 HACCP の先駆者でもあります静岡県の赤松ファームクニックの代表取締役の赤松裕久先生を招いて、農場 HACCP の手法を取り入れた酪農コンサルタントをお願いすることとしました。

農場 HACCP の手法を取り入れた酪農コンサルタント研修

上記のとおり、濃密指導の一環として、農場 HACCP の手法を取り入れた酪農コンサルタント研修会を開催し、現地指導班構成員全員に参加してもらいました。

赤松先生には、事前に濃密指導対象者の概要等を Web で打合せを行った上、研修会に臨んでいただきました。

(1) 牧場での指導内容（赤松先生主導）

- ① 事前データより、濃密指導対象者に聞き取り・確認
- ② BCS（ボディ・コンディション・スコア）
- ③ RFS（ルーメン・フィル・スコア）
- ④ 糞スコア（マニユアスコア）
- ⑤ 搾乳作業手順、搾乳機械の確認

- ⑥ 評価（検証）と改善（PDCA サイクル）
- ⑦ 今後について（現状の課題、生産目標の実現）

以上、7 項目について濃密指導対象者と確認を行いました。最終的に、現状の課題を赤松先生より詳細な説明をしていただき、今後の取り組むべき対応策の報告がありました。

(2) 今後の対策

- ① バルク乳データを活用した飼料設計の見直し
※バルク乳栄養成分（FAT、PRO、SNF、乳糖、MUN）に基づいた飼料設計
- ② 乾乳期～移行期の飼料設計の見直し
※乾乳牛の RFS が低いので、粗飼料摂取が不足し、ケトosis と関連している。
- ③ 適切な削蹄の実施
※過長蹄が飼料摂取（＝乳生産）のブレーキになっている。
- ④ 繁殖成績の「見える化」
※定期的なデータの評価と改善が必要である。

現在は、赤松先生の報告書をもとに改善指導を行っています。長期的に検討会を継続し、さまざまな視点で経営改善を行っていったらと考えています（図 2、写真 1）。

おわりに

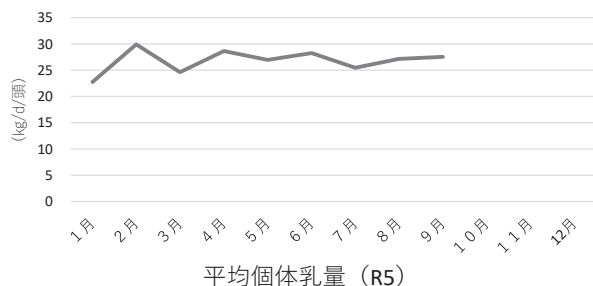
令和 6 年 1 月に畜産コンサルタント経営診断聞き取り調査時に、県の普及員より、飼料高騰や子牛価格の下落等の理由で資金繰りが悪化し、当期償還が難しい生産者の資金計画により畜特資金の新規借入の相談がありました。後日、生産者、県振興局、日本政策金融公庫、大分県農業信用基金協会、JA おおいた金融・営農、畜産協会が参集して、経営改善に係る現地検討会を開催しました。最終的

(図2) 酪農コンサルタント研修の資料

1. 農場の基本情報

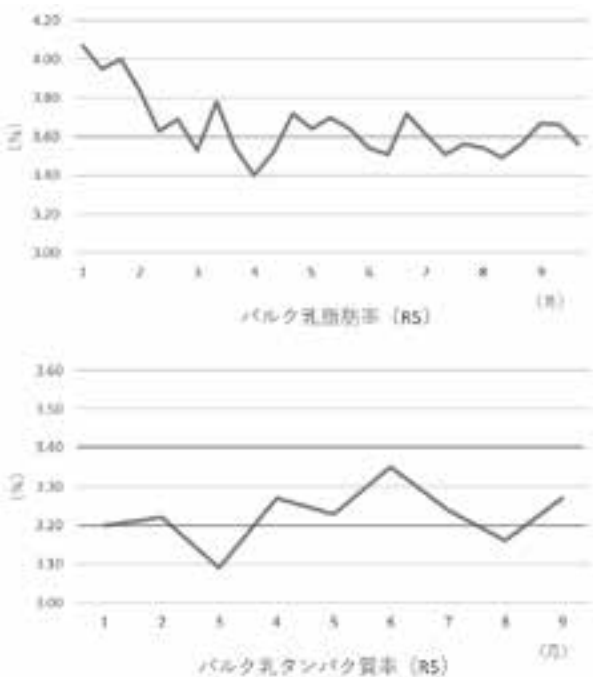
搾乳頭数 43 頭 (2023 年現在)、乾乳牛 6 頭、
育成牛 5 頭
その他：和牛経産牛 5 頭、和牛育成牛 4 頭

2. 乳の生産成績



- 個体乳量は、平均 25 ～ 30kg /d で推移
(2022 年以前は搾乳頭数が少なかったため、データから割愛)
- 経営維持のためには、出荷乳量 1,100kg/d (搾乳牛 40 頭として、個体乳量 28kg/d) が必要と考えている。

3. 牛の健康性



には、各資金について 1 年間の中間据え置きで対応し、改善まで定期的な現地検討会を行い進捗状況を確認することとなりました。

経営改善は、経営が厳しくなる状況に陥る前に、早めに手を打つことが大事だと痛感しました。また、関係機関・団体が連携し、その役

バルク乳 P/F (R5)

1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
0.80	0.87	0.87	0.88	0.89	0.90	0.91	0.89	0.92

- 乳脂肪率が下がっており、繊維不足が示唆される。
- 乳タンパク質率は一過性に下がっているが (3 月)、それ以外ではおおむね 3.2% 以上で推移している。
- 乳タンパク質率=月 1 回データのみ。MUN、脂肪酸%の結果がない。

→ 農協 / 関係団体のデータ提供体制を確認

		搾乳牛	乾乳牛	
BCS	2.5 以下	3		許容：泌乳最盛期牛の 10% 以内
	2.75	5		
	3.0～3.25	28	4	
	3.5			
	3.75 以上			許容：泌乳後期牛の 10% 以内

		B	C
RFS	スコア 1	2	
	スコア 2	7	3
	スコア 3	18	
	スコア 4	10	1
	スコア 5		

糞スコア	搾乳牛	乾乳牛	
1			下痢 軟便 適正 硬い便 (乾乳牛として適正) (個数)
2			
3	10	3	
4			



(写真1) 研修会の様子

割を実行すれば、生産者の力になれると感じました。この経験をもとに、畜特資金借入者の状況等を詳細に確認し、関係機関・団体と密に連携し本事業を進めていきたいと思ひます。
(筆者：(公社) 大分県畜産協会 経営支援課係長)

2 畜産統計情報

畜産物生産費統計 報告① 「令和4年肉用牛生産費」

農林水産省大臣官房統計部

農林水産省大臣官房統計部は令和5年12月8日、令和4年牛乳生産費、肉用牛生産費、肥育豚生産費を公表しました。今回は肉用牛生産費について報告いたします。

肉用牛生産費

農業経営統計調査の肉用牛生産費統計は、子牛、乳用雄育成牛、交雑種育成牛、去勢若齢肥育牛、乳用雄肥育牛、交雑種肥育牛の生産費の実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的としている。

調査結果は、肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格、合理化目標価格や、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の算定資料として利用されるほか、各種政策の実施状況の把握や効果の検証等の資料として利用される。

1. 調査の対象

本調査の対象は次のとおりである。農業生産物の販売を目的とし、世帯による農業経営を行う農業経営体であり、かつ品目ごとに、次の条件に該当するものである。

- 1) 去勢若齢肥育牛生産費：肥育を目的とする去勢若齢和牛を1頭以上飼養し、販売する経営体
- 2) 乳用雄肥育牛生産費：肥育を目的とする乳用雄牛を1頭以上飼養し、販売する経営体
- 3) 交雑種肥育牛生産費：肥育を目的とする交雑種牛を1頭以上飼養し、販売する経営体
- 4) 子牛生産費：肉用種の繁殖雌牛を2頭以上飼養して子牛を生産し、販売する経営体
- 5) 乳用雄育成牛生産費：肥育用もと牛とする目的で育成している乳用雄牛を5頭以上飼養し、販売する経営体
- 6) 交雑種育成牛生産費：肥育用もと牛とする目的で育成している交雑種牛を5頭以上飼養し、販売する経営体

2. 調査期間

令和4年1月から12月までの1年間

3. 調査対象経営体数

子牛：208 経営体（うち、集計経営体数 205 経営体）

去勢若齢肥育牛：221 経営体（うち、集計経営体数 216 経営体）

乳用雄育成牛：39 経営体（うち、集計経営体数 21 経営体）

乳用雄肥育牛：74 経営体（うち、集計経営体数 43 経営体）

交雑種育成牛：47 経営体（うち、集計経営体数 33 経営体）

交雑種肥育牛：63 経営体（うち、集計経営体数 59 経営体）

注：集計経営体とは、調査期間中に脱落等により調査不能となった経営体および調査期間中の調査対象畜の飼養実績が調査対象に該当しなかった経営体を除いた経営体としている。

調査結果の概要

令和4年の肉用牛1頭当たり資本利子・地代全額算入生産費（以下、「全算入生産費」という）は、前年に比べ、子牛、去勢若齢肥育牛、乳用雄育成牛、乳用雄肥育牛、交雑種育成牛、交雑種肥育牛で増加した（表1）。

（表1）令和4年肉用牛生産費（全国）

区 分	単位	子牛 (肉専用種)	去勢若齢 肥育牛	乳用雄 育成牛	乳用雄 肥育牛	交雑種 育成牛	交雑種 肥育牛
生産費（1頭当たり）							
物 財 費	円	535,019	1,318,712	248,911	596,771	321,768	828,463
労 働 費	〃	203,588	85,036	10,690	22,094	15,117	33,346
費用合計	〃	738,607	1,403,748	259,601	618,865	336,885	861,809
生産費（副産物価額差引）	〃	707,307	1,392,712	257,027	612,675	332,096	850,687
支払利子・地代算入生産費	〃	716,402	1,399,321	258,038	614,412	332,777	854,305
全算入生産費	〃	812,545	1,409,641	259,856	618,898	335,600	861,303
対前年増減率							
物 財 費	%	14.8	2.5	4.8	6.7	5.6	2.4
労 働 費	〃	12.7	4.3	△0.9	3.7	1.5	△9.9
費用合計	〃	14.2	2.6	4.6	6.6	5.4	1.9
生産費（副産物価額差引）	〃	14.0	3.0	4.9	7.0	5.5	1.7
支払利子・地代算入生産費	〃	13.6	2.9	4.9	7.0	5.3	1.6
全算入生産費	〃	14.1	2.9	4.9	6.6	5.2	1.7

注：対前年増減率は、令和4年と令和3年を比較したものである（以下同じ。）。

1. 子牛生産費

肉用種の繁殖雌牛を飼養し、子牛を販売する経営体における子牛 1 頭当たり全算入生産費は 81 万 2545 円で、前年に比べ 14.1% 増加した（図 1、表 2）。

2. 去勢若齢肥育牛生産費

去勢若齢和牛を肥育し、販売する経営体における肥育牛 1 頭当たり全算入生産費は 140 万 9641 円で、前年に比べ 2.9% 増加した。また、生体 100kg 当たり全算入生産費は 17 万 4399 円で、前年に比べ 3.4% 増加した（図 2、表 3）。

3. 乳用雄育成牛生産費

肥育用もと牛とする目的で乳用種の雄牛を育成し、販売する経営体における育成牛 1 頭当たり全算入生産費は 25 万 9856 円で、前年に比べ 4.9% 増加した（図 3、表 4）。

4. 乳用雄肥育牛生産費

乳用種の雄牛を肥育し、販売する経営体における肥育牛 1 頭当たり全算入生産費は 61 万 8898 円で、前年に比べ 6.6% 増加した。また、生体 100kg 当たり全算入生産費は 7 万 9284 円で、前年に比べ 8.4% 増加した（図 4、表 5）。

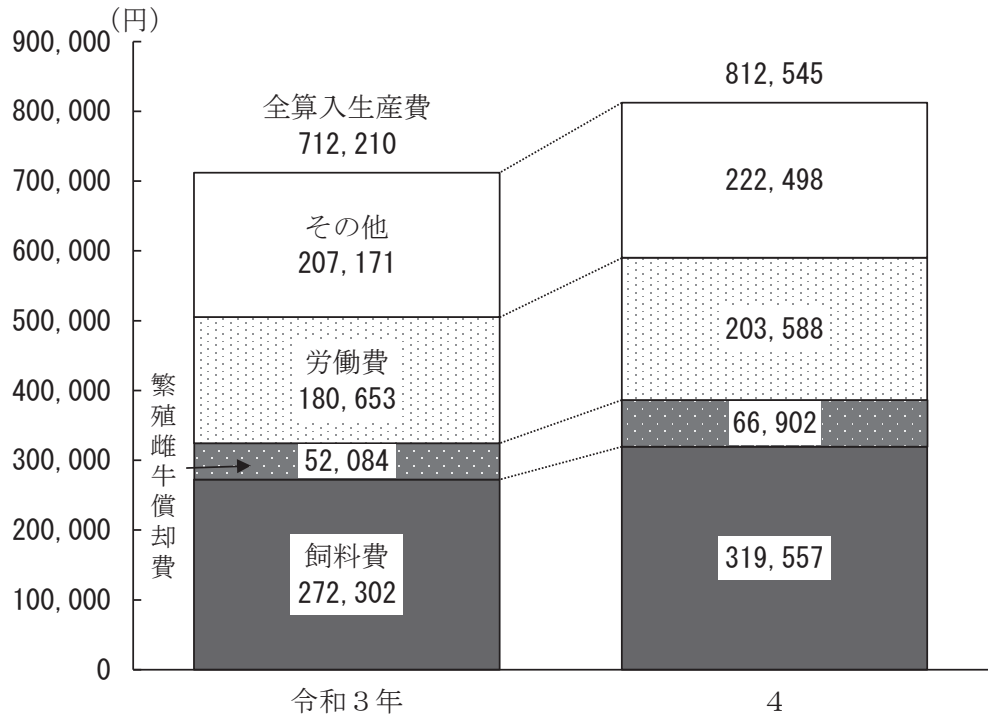
5. 交雑種育成牛生産費

肥育用もと牛とする目的で交雑種の牛を育成し、販売する経営体における育成牛 1 頭当たり全算入生産費は 33 万 5600 円で、前年に比べ 5.2% 増加した（図 5、表 6）。

6. 交雑種肥育牛生産費

交雑種の牛を肥育し、販売する経営体における肥育牛 1 頭当たり全算入生産費は 86 万 1303 円で、前年に比べ 1.7% 増加した。また、生体 100kg 当たり全算入生産費は 10 万 3600 円で、前年に比べ 2.1% 増加した（図 6、表 7）。

(図 1) 子牛の全算入生産費（全国、子牛 1 頭当たり）



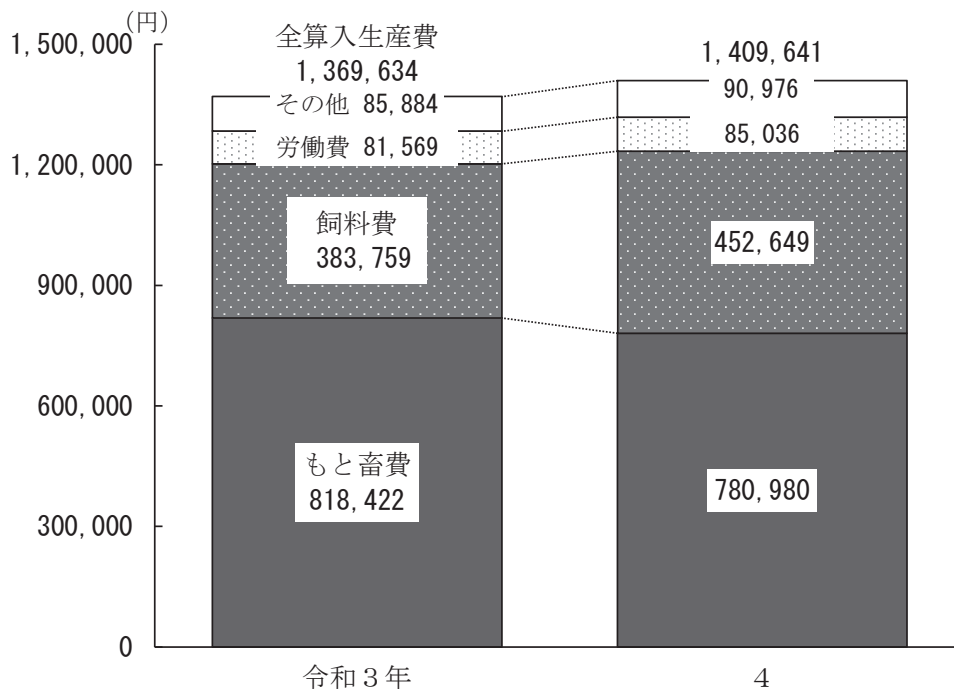
注：配合飼料価格安定制度の積立金及び補てん金は計上していない（以下同じ。）。

(表 2) 子牛生産費（全国）

区 分	単位	令和 3 年	令和 4 年		対 前 年 増 減 率
			実 数	構成割合	
子牛 1 頭当たり				%	%
物 財 費	円	466,069	535,019	72.4	14.8
うち 飼 料 費	〃	272,302	319,557	43.3	17.4
繁殖雌牛償却費	〃	52,084	66,902	9.1	28.5
獣医師料及び医薬品費	〃	26,192	25,108	3.4	△ 4.1
建 物 費	〃	20,133	22,157	3.0	10.1
労 働 費	〃	180,653	203,588	27.6	12.7
費用 合 計	〃	646,722	738,607	100.0	14.2
生産費（副産物価額差引）	〃	620,296	707,307	—	14.0
支払利子・地代算入生産費	〃	630,742	716,402	—	13.6
全 算 入 生 産 費	〃	712,210	812,545	—	14.1
1 経営体当たり子牛販売頭数	頭	13.5	13.5	—	0.0
1 頭 当 たり 労 働 時 間	時間	121.07	134.27	—	10.9

注：本調査は、2020 年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、肉用種の繁殖雌牛を 2 頭以上飼養し、子牛を生産し、販売する個別経営体（世帯による事業を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。）を対象に実施した。

(図2) 去勢若齢肥育牛の全算入生産費（全国、肥育牛1頭当たり）

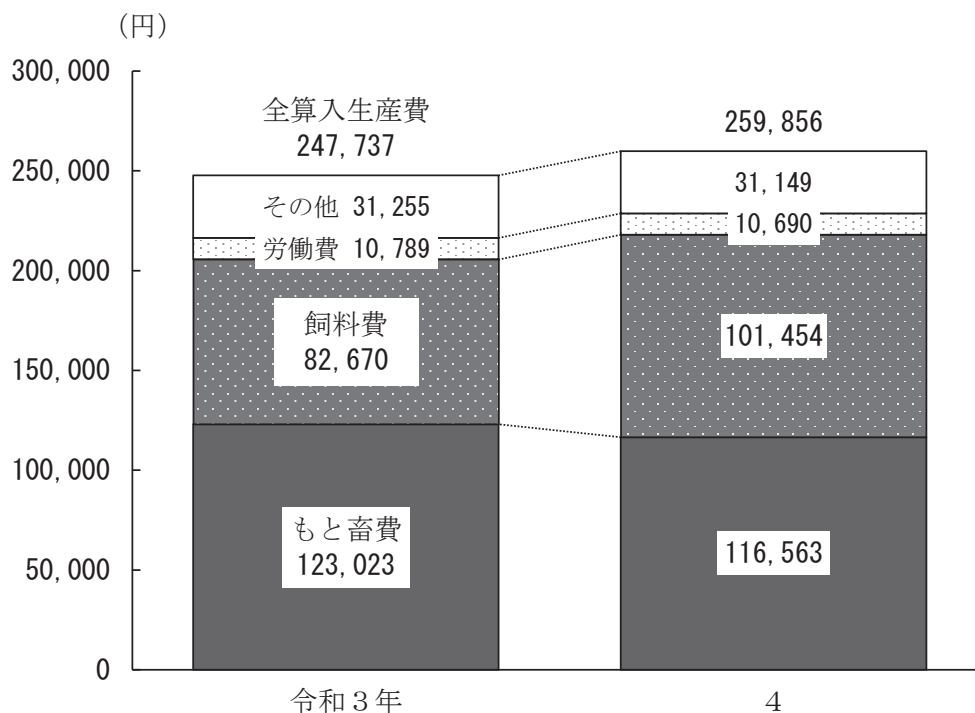


(表3) 去勢若齢肥育牛生産費（全国）

区 分	単位	令和3年	令和4年		対前増減率
			実数	構成割合	
肥育牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	1,286,498	1,318,712	93.9	2.5
うちもと畜費	〃	818,422	780,980	55.6	△4.6
飼料費	〃	383,759	452,649	32.2	18.0
光熱水料及び動力費	〃	14,507	15,874	1.1	9.4
敷料費	〃	13,573	13,584	1.0	0.1
労働費	〃	81,569	85,036	6.1	4.3
費用合計	〃	1,368,067	1,403,748	100.0	2.6
生産費（副産物価額差引）	〃	1,352,697	1,392,712	-	3.0
支払利子・地代算入生産費	〃	1,359,996	1,399,321	-	2.9
全算入生産費	〃	1,369,634	1,409,641	-	2.9
生体100kg当たり全算入生産費	円	168,664	174,399	-	3.4
1経営体当たり販売頭数	頭	40.7	39.5	-	△2.9
1頭当たり労働時間	時間	51.51	53.25	-	3.4

注：本調査は、2020年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、肥育を目的とする去勢若齢和牛を1頭以上飼養し、販売する個別経営体（世帯による事業を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。）を対象に実施した。

(図3) 乳用雄育成牛の全算入生産費（全国、育成牛1頭当たり）

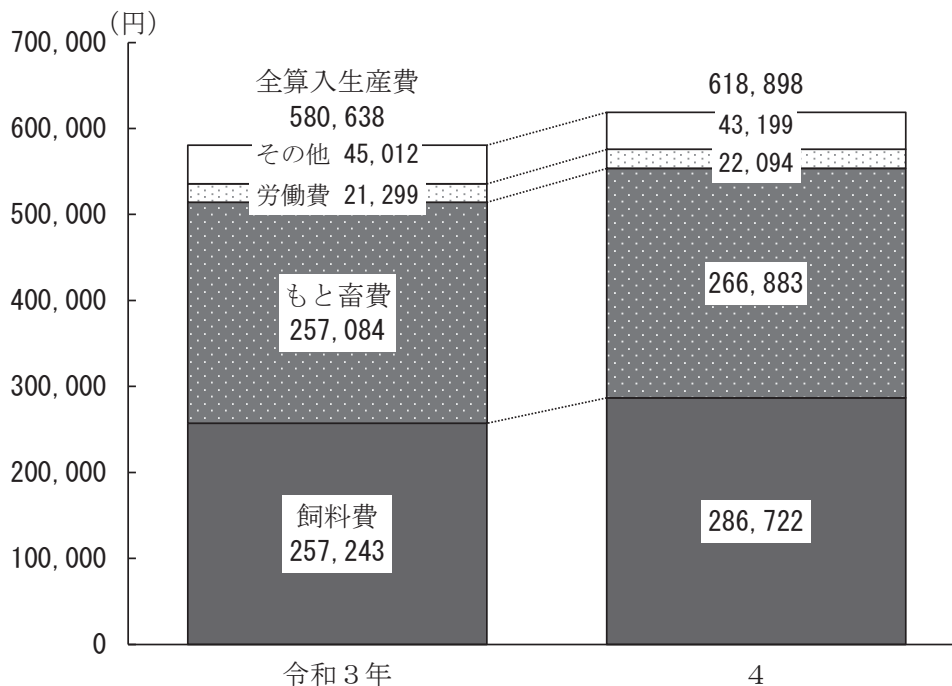


(表4) 乳用雄育成牛生産費（全国）

区 分	単位	令和3年	令和4年		対 前 年 増 減 率
			実 数	構成割合	
育成牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	237,422	248,911	95.9	4.8
うち も と 畜 費	〃	123,023	116,563	44.9	△ 5.3
飼 料 費	〃	82,670	101,454	39.1	22.7
敷 料 費	〃	10,318	11,125	4.3	7.8
獣医師料及び医薬品費	〃	10,188	9,016	3.5	△ 11.5
労 働 費	〃	10,789	10,690	4.1	△ 0.9
費 用 合 計	〃	248,211	259,601	100.0	4.6
生産費（副産物価額差引）	〃	245,083	257,027	-	4.9
支払利子・地代算入生産費	〃	245,925	258,038	-	4.9
全 算 入 生 産 費	〃	247,737	259,856	-	4.9
1 経営体当たり販売頭数	頭	391.4	373.8	-	△ 4.5
1 頭 当 たり 労 働 時 間	時間	6.26	6.19	-	△ 1.1

注：本調査は、2020年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、肥育用もと牛とする目的で育成している乳用雄牛を5頭以上飼養し、販売する個別経営体（世帯による事業を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。））を対象に実施した。

(図4) 乳用雄肥育牛の全算入生産費（全国、肥育牛1頭当たり）

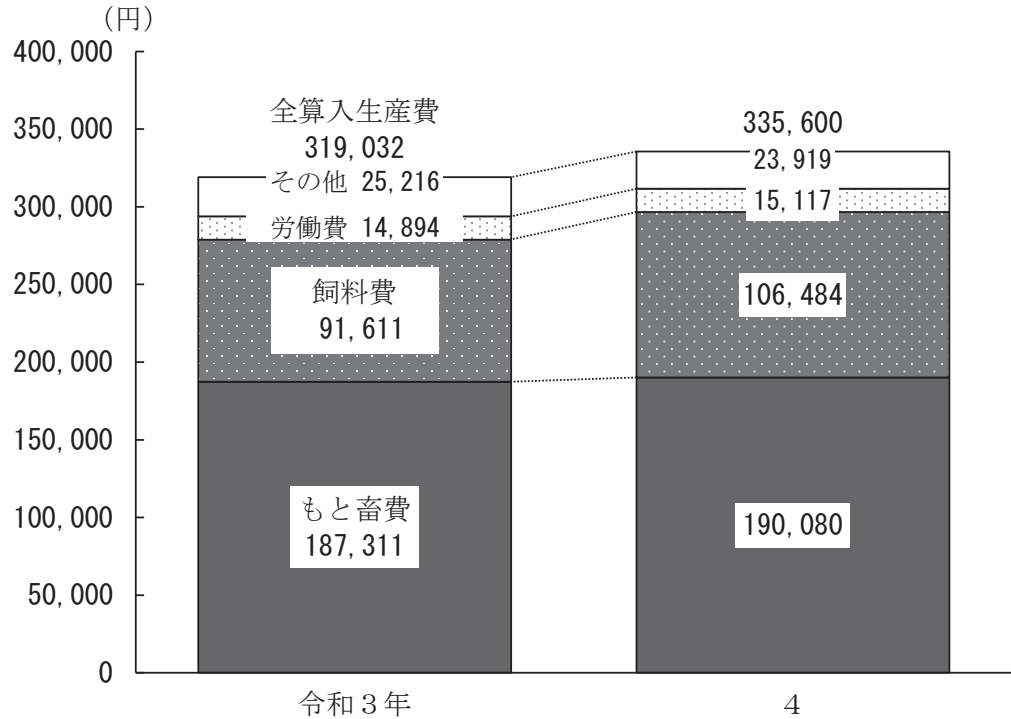


(表5) 乳用雄肥育牛生産費（全国）

区 分	単位	令和3年	令和4年		対前年増減率
			実数	構成割合	
肥育牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	559,074	596,771	96.4	6.7
うち飼料費	〃	257,243	286,722	46.3	11.5
もと畜費	〃	257,084	266,883	43.1	3.8
敷料費	〃	15,318	15,911	2.6	3.9
光熱水料及び動力費	〃	8,470	9,794	1.6	15.6
労働費	〃	21,299	22,094	3.6	3.7
費用合計	〃	580,373	618,865	100.0	6.6
生産費（副産物価額差引）	〃	572,484	612,675	-	7.0
支払利子・地代算入生産費	〃	574,168	614,412	-	7.0
全算入生産費	〃	580,638	618,898	-	6.6
生体100kg当たり全算入生産費	円	73,111	79,284	-	8.4
1経営体当たり販売頭数	頭	154.2	196.9	-	27.7
1頭当たり労働時間	時間	12.40	12.03	-	△3.0

注：本調査は、2020年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、肥育を目的とする乳用雄牛を1頭以上飼養し、販売する個別経営体（世帯による事業を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。）を対象に実施した。

(図5) 交雑種育成牛の全算入生産費（全国、育成牛1頭当たり）

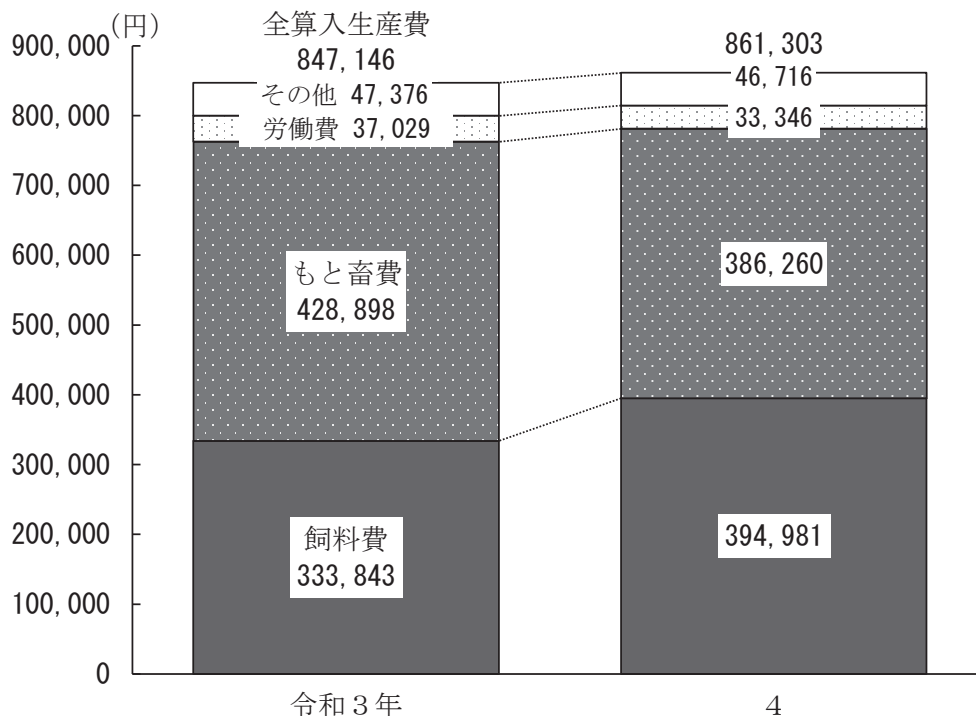


(表6) 交雑種育成生産費（全国）

区 分	単位	令和3年	令和4年		対前年増減率
			実数	構成割合	
育成牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	304,735	321,768	95.5	5.6
うちもと畜費	〃	187,311	190,080	56.4	1.5
飼 料 費	〃	91,611	106,484	31.6	16.2
獣医師料及び医薬品費	〃	6,766	6,364	1.9	△5.9
敷 料 費	〃	5,001	5,321	1.6	6.4
労 働 費	〃	14,894	15,117	4.5	1.5
費用合計	〃	319,629	336,885	100.0	5.4
生産費（副産物価額差引）	〃	314,915	332,096	-	5.5
支払利子・地代算入生産費	〃	315,935	332,777	-	5.3
全算入生産費	〃	319,032	335,600	-	5.2
1経営体当たり販売頭数	頭	265.4	285.2	-	7.5
1頭当たり労働時間	時間	8.91	8.24	-	△7.5

注：本調査は、2020年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、肥育用もと牛とする目的で育成している交雑種牛を5頭以上飼養し、販売する個別経営体（世帯による事業を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。））を対象に実施した。

(図6) 交雑種肥育牛の全算入生産費（全国、肥育牛1頭当たり）



(表7) 交雑種肥育生産費（全国）

区 分	単位	令和3年	令和4年		対前年増減率
			実数	構成割合	
肥育牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	808,802	828,463	96.1	2.4
うち飼料費	〃	333,843	394,981	45.8	18.3
もと畜費	〃	428,898	386,260	44.8	△9.9
敷料費	〃	10,166	10,857	1.3	6.8
光熱水料及び動力費	〃	9,531	10,374	1.2	8.8
労働費	〃	37,029	33,346	3.9	△9.9
費用合計	〃	845,831	861,809	100.0	1.9
生産費（副産物価額差引）	〃	836,102	850,687	-	1.7
支払利子・地代算入生産費	〃	840,777	854,305	-	1.6
全算入生産費	〃	847,146	861,303	-	1.7
生体100kg当たり全算入生産費	円	101,461	103,600	-	2.1
1経営体当たり販売頭数	頭	125.5	139.4	-	11.1
1頭当たり労働時間	時間	21.96	18.99	-	△13.5

注：本調査は、2020年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、肥育を目的とする交雑種牛を1頭以上飼養し、販売する個別経営体（世帯による事業を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。））を対象に実施した。

3 農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和5年10・11・12月分〕

令和5年10・11・12月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価（確定値）を表1および表2のとおり公表しました。

また、令和5年10・11・12月に販売された交付対象牛に適用する同要綱第4の8の精算払いの額については、表1の確定値により算出された交付金の額と概算払の額との差額となります。

(表1) 肉専用種の交付金単価（概算払および確定値）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和5年10月 確定値(概算払)※1	令和5年11月 確定値(概算払)※1	令和5年12月 確定値		令和5年10月 確定値(概算払)※1	令和5年11月 確定値(概算払)※1	令和5年12月 確定値
北海道	182,517.3円 (175,945.7円)	130,053.6円 (123,482.0円)	100,012.5円	新潟県	53,046.9円 (46,475.3円)	—	—
青森県	130,188.6円 (123,617.0円)	54,275.4円 (47,703.8円)	26,163.0円	富山県	27,218.7円 (20,647.1円)	—	—
岩手県	97,949.7円 (91,378.1円)	22,036.5円 (15,464.9円)	—	石川県※2	—	—	—
宮城県	136,530.9円 (129,959.3円)	60,617.7円 (54,046.1円)	32,505.3円	福井県	14,380.2円 (7,808.6円)	—	—
秋田県	124,310.7円 (117,739.1円)	48,397.5円 (41,825.9円)	20,285.1円	岐阜県※2	2,062.8円 —	—	—
山形県	106,494.3円 (99,922.7円)	30,581.1円 (24,009.5円)	2,468.7円	愛知県	—	27,324.0円 (20,752.4円)	34,192.8円
福島県	125,924.4円 (119,352.8円)	50,011.2円 (43,439.6円)	21,898.8円	三重県	—	21,996.9円 (15,425.3円)	28,865.7円
茨城県	140,554.8円 (133,983.2円)	79,557.3円 (72,985.7円)	40,284.0円	滋賀県	110,742.3円 (104,170.7円)	28,962.0円 (22,390.4円)	53,748.9円
栃木県	138,629.7円 (132,058.1円)	77,632.2円 (71,060.6円)	38,358.9円	京都府	111,732.3円 (105,160.7円)	29,952.0円 (23,380.4円)	54,738.9円
群馬県	145,139.4円 (138,567.8円)	84,141.9円 (77,570.3円)	44,868.6円	大阪府	88,310.7円 (81,739.1円)	6,530.4円 —	31,317.3円
埼玉県	133,962.3円 (127,390.7円)	72,964.8円 (66,393.2円)	33,691.5円	兵庫県※2	—	—	—
千葉県	120,528.9円 (113,957.3円)	59,531.4円 (52,959.8円)	20,258.1円	奈良県	113,773.5円 (107,201.9円)	31,993.2円 (25,421.6円)	56,780.1円
東京都	102,758.4円 (96,186.8円)	41,760.9円 (35,189.3円)	2,487.6円	和歌山県	51,950.7円 (45,379.1円)	—	—
神奈川県	134,048.7円 (127,477.1円)	73,051.2円 (66,479.6円)	33,777.9円	鳥取県	135,388.8円 (128,817.2円)	54,738.9円 (48,167.3円)	39,634.2円
山梨県	81,179.1円 (74,607.5円)	20,181.6円 (13,610.0円)	—	島根県	118,838.7円 (112,267.1円)	38,188.8円 (31,617.2円)	23,084.1円
長野県	115,745.4円 (109,173.8円)	54,747.9円 (48,176.3円)	15,474.6円	岡山県	112,387.5円 (105,815.9円)	31,737.6円 (25,166.0円)	16,632.9円
静岡県	127,888.2円 (121,316.6円)	66,890.7円 (60,319.1円)	27,617.4円	広島県	133,002.0円 (126,430.4円)	52,352.1円 (45,780.5円)	37,247.4円

(つづく)

算出の区域	肉用牛 1 頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛 1 頭当たりの交付金単価		
	令和 5 年 10 月 確定値(概算払)※1	令和 5 年 11 月 確定値(概算払)※1	令和 5 年 12 月 確定値		令和 5 年 10 月 確定値(概算払)※1	令和 5 年 11 月 確定値(概算払)※1	令和 5 年 12 月 確定値
山口県	122,934.6 円 (116,363.0 円)	42,284.7 円 (35,713.1 円)	27,180.0 円	長崎県	133,641.0 円 (127,069.4 円)	84,474.9 円 (77,903.3 円)	64,947.6 円
徳島県	111,235.5 円 (104,663.9 円)	22,793.4 円 (16,221.8 円)	—	熊本県	138,965.4 円 (132,393.8 円)	89,799.3 円 (83,227.7 円)	70,272.0 円
香川県	120,728.7 円 (114,157.1 円)	32,286.6 円 (25,715.0 円)	5,670.9 円	大分県	123,762.6 円 (117,191.0 円)	74,596.5 円 (68,024.9 円)	55,069.2 円
愛媛県	71,325.9 円 (64,754.3 円)	—	—	宮崎県	128,483.1 円 (121,911.5 円)	79,317.0 円 (72,745.4 円)	59,789.7 円
高知県	27,842.4 円 (21,270.8 円)	—	—	鹿児島県	125,373.6 円 (118,802.0 円)	76,207.5 円 (69,635.9 円)	56,680.2 円
福岡県	138,103.2 円 (131,531.6 円)	88,937.1 円 (82,365.5 円)	69,409.8 円	沖縄県	—	10,883.7 円 (4,312.1 円)	9,747.9 円
佐賀県	134,396.1 円 (127,824.5 円)	85,230.0 円 (78,658.4 円)	65,702.7 円				

(表 2) 交雑種・乳用種の交付金単価

	肉用牛 1 頭当たりの交付金単価		
	令和 5 年 10 月確定値 (概算払)※1	令和 5 年 11 月確定値 (概算払)※1	令和 5 年 12 月確定値
交雑種	51,198.3 円 (44,598.8 円)	16,210.8 円 (9,810.2 円)	—円
乳用種	—円 (—円)	—円 (—円)	6,732.9 円

※ 1 表中の令和 5 年 10 月および 11 月の肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費および肉用牛 1 頭当たりの交付金単価は、上段に確定値、下段 () 内に概算払時の公表値を表示しています。

肉用牛 1 頭当たりの交付金単価 (概算払) は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費 (見込み) と、肉用牛 1 頭当たりの標準的販売価格との差額に、100 分の 90 を乗じた額から 7,000 円を控除した額ですが、同制度における令和 5 年度第 3 四半期の価格差補填の発動があり、肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費が概算払時の公表値から変動しております。このため、肉用牛 1 頭当たりの交付金単価 (確定値) は、同制度における価格差補填を反映した肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費 (確定値) と、肉用牛 1 頭当たりの標準的販売価格との差額に、100 分の 90 を乗じた額となります。

※ 2 ※ 2 を付した 3 県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の 2 倍の額を加えた額を上回ったため、10 月分は石川県、兵庫県、11 月分は岐阜県、兵庫県、12 月分は石川県、岐阜県、兵庫県において、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

注) 令和 2 年 4 月末日から令和 3 年 5 月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ (4 分の 3 相当額) の支払いとなります。

2. 肉豚経営安定交付金 (豚マルキン) [令和 5 年度第 1 ～ 3 四半期]

令和 5 年 4 月から 12 月までの算出期間 (令和 5 年度第 1 ～ 3 四半期) における、畜産経営の安定に関する法律 (昭和 36 年法律第 183 号) 第 3 条第 1 項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第 4 の 5 の (1) の規定により算出した標準的販売価格および同 (2) の規定により算出した標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、その交付はありません。

(表 3) 肉豚経営安定交付金単価について

算出期間	令和 5 年 4 月から 12 月まで
肉豚 1 頭当たりの標準的販売価格	43,703 円/頭
肉豚 1 頭当たりの標準的生産費	42,178 円/頭
肉豚 1 頭当たりの交付金単価※	— (交付なし)

※ 肉豚 1 頭当たりの交付金単価は、肉豚 1 頭当たりの標準的生産費と肉豚 1 頭当たりの標準的販売価格との差額に 100 分の 90 を乗じた額です。